

令和2年6月16日

保護者の皆様

杉並区子ども家庭部保育課長

## 今後の保育施設の対応について（令和2年6月16日）

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス対策における保育施設への登園自粛にご協力いただきありがとうございます。

区では5月26日付の通知で、感染拡大防止の観点から、6月末日までの登園の自粛をお願いしてまいりました。その後、6月に入り、区内の新規感染者数の伸びが前月に比べ鈍化している<sup>(注1)</sup>こと、また、社会全体が経済活動の正常化に向けて動き出している中で保育を必要とする方が増えていることなどの状況を踏まえ、今後の保育施設の対応について下記の通り決定しましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 対象保育施設

認可保育所、地域型保育事業所（小規模・事業所内・家庭的・居宅訪問）、杉並区保育室、区定期利用、家庭福祉員、家庭福祉員グループ、グループ保育室

#### 2 保育施設の対応について

(1) 6月30日まで

引き続き6月末日までの登園の自粛をお願いいたします。

(2) 7月1日から

通常保育とします。

※これらの対応については、今後の都内における感染状況等に応じて変更する場合があります、その際には改めてお知らせいたします。

#### 3 これからの保育について

保育施設では、今後も引き続き新型コロナウイルス感染症に対する感染拡大防止に努めながら保育環境の見直しを行っていきます。

また、保育環境だけではなく保育内容についても、当面は例年通りの実施は難しいため、行事・活動の一部中止や内容の変更等を行います。

これからも子どもたちを中心に保育を考え、成長発達に必要な機会を保障しつつ、安全で安心な保育を心がけることで、子どもたちが心も体も健やかに育つことを一番大切にしていきます。

今後の保育施設の取組みについては、保護者の方に丁寧にお知らせするとともに、子どもたちが笑顔で過ごせるよう、保護者の方とコミュニケーションを図りながら保育を進めていきますので今後ともご理解とご協力をお願いいたします。

お子さまの様子や保育について不安なこと等ありましたらご相談ください。

○在園の保育施設		電話：在園の各保育施設へ
○子育てサポートセンター	宮前	電話：03（3333）4699
	今川	電話：03（3394）3935
○保育課保育支援係		電話：03（3312）2111（区代表）

(注1) 区内の月ごとの1日当たり感染者数は、4月：6.63人、5月：0.89人、6月：0.67人（6月15日現在）となっています。

#### 4 保護者の方へお願い

- ・毎朝の検温は引き続きお願いいたします。  
発熱や咳等の症状がある場合は登園を控え自宅で休養を取り体調が回復してから登園してください。また、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、登園はお控えください。
- ・保護者に咳や発熱等の症状がある場合の送迎は行わないでください。
- ・送迎の際はマスクの着用、施設内に入る時の手指消毒をお願いします。
- ・ご家族みなさんで手洗いの習慣をつけてください。
- ・ご家族に体調不良の方、新型コロナウイルス感染症の疑いのある場合や検査の対象になった場合はすぐに在園の施設職員にお知らせいただき、検査結果もお伝えください。

#### 5 保育料について

4 月分～6 月分の保育料は、保育の利用日数に合わせて、月額保育料を減額又は免除します。  
なお、利用日数は各保育施設に区から確認をするため、減額等の手続きは必要ありません。(延長保育料は、減額又は免除の対象外です。) なお、減額等の内訳は、各月ごとに送付します。

口座振替の場合	4 月分保育料	⇒	6 月 30 日口座引き落とし
	5 月分保育料	⇒	7 月 31 日口座引き落とし
	6 月分保育料	⇒	8 月 31 日口座引き落とし
	【参考】 7 月分保育料	⇒	7 月 31 日口座引き落とし (5 月分と合わせてお支払いください。)
納付書の場合	4 月分保育料	⇒	6 月中旬発送 (6 月 30 日納期限)
	5 月分保育料	⇒	7 月中旬発送 (7 月 31 日納期限)
	6 月分保育料	⇒	8 月中旬発送 (8 月 31 日納期限)
	【参考】 7 月分保育料	⇒	7 月中旬発送 (7 月 31 日納期限) (5 月分と合わせてお支払いください。)

- ※ 地域型保育事業所をご利用の方は、納付期限等が異なりますので、各園に確認をお願いします。
- ※ 家庭福祉員、家庭福祉員グループ及びグループ保育室をご利用の方は、納付期限等、後日各園を通じてお知らせします。

#### 6 育児休業の延長について

7 月から通常の保育を実施することになりましたので、令和 2 年 4 月 1 日以降に新たに認可保育所等に入所となり、現在、育児休業を延長していただいている方については、7 月以降の対応を次の中からご検討ください。

(1) 予定通り 7 月末までに復職をされる方	8 月 31 日までに復職証明書を提出ください。
(2) 7 月から自主的に休園し、9 月 1 日までに復職する方	自主的に休園できるのは 2 か月までです。最長で 8 月末までは休園可能です。 ただし、 <u>自主的に休園のため通常の保育料がかかります。</u> 7 月 10 日までに休園の届出(変更届)をしてください。変更届は保育所にあります。 長期休園終了後、9 月 30 日までに復職証明書を提出ください。
(3) 7 月から自主的に休園し、9 月以降も復職しない方	2 か月を超えての休園は認められませんので、 <u>退園となります。</u> 「保育園退園届」の提出をお願いします。 ただし、次の①②の条件をいずれも満たした方に限り、令和 3 年 4 月入所申込をされた場合の特例として、当該児童に対し調整指数 4 点を加点します。

	<p>① 原則として4月9日から退園日までに1日も登園していないこと</p> <p>② 7月31日までに退園した場合（7月1日以降在園している場合は通常の保育料がかかります）</p> <p>※上記①の条件を満たしている場合は、既に退園している児童についても、令和3年4月に入所申込をされた場合、同様に調整指数4点を加点します。</p>
--	---

上記の措置は、現在、保育所の空きを待つ方への入所促進を図りつつ、感染への不安などから自主的な休園を希望する在園児の保護者に配慮するために、特例として設けたものです。

## 7 求職中の取扱いについて

### (1) 令和2年4月1日に「求職中の要件」で入所した方

令和2年4月1日に新たに求職中の要件で認可保育所等に入所した児童の保護者で、現在就労先が未定の方は、7月末までに就労を開始すれば引き続き在園できます。就労を開始後、就労証明書(内定)を提出し、その後9月10日までに就労証明書(実績1か月付)を提出してください。

### (2) 就労先からの突発的な解雇や内定取り消しになられた方

就労先からの突発的な解雇や内定取り消しになられた方は、退職日から2か月以内(4月から6月末までの臨時休園期間及び登園自粛要請期間は除く)に就労できれば引き続き在園できます。

就労を開始後、就労証明書(内定)を提出し、その後10月10日までに就労証明書(実績1か月付)を提出してください。

例：4月に突発的に解雇された方・・・8月末までに就労することで引き続き在園可能

※上記(2)に該当される方につきましては、6月30日までに下記までご連絡ください。今後の手続きについてご案内をいたします。

## 【問い合わせ先】

子ども家庭部保育課保育相談係 03(3312)2111 (代表)